

個人住民税の基礎の基礎

個人住民税は仕組みが複雑で、内容が分かりにくいと言われています。今年も5月・6月に納税通知書（納付書や口座振替通知書）を送ります。ここでは個人住民税の複雑な計算や細かい内容ではなく、大まかな内容を紹介します。

個人住民税のあらまし

納める人

個人住民税は、1月1日に住んでいる市町村に納めます。

※例えば、1月5日に別の市町村に引っ越しても、その年は、1月1日に住んでいた市町村に1年間個人住民税を納めることになります。

個人住民税の性格

「道府県民税」と「市町村民税」

個人住民税は、地方自治体がその市町村や道府県に住んでいる人に対して、各種のサービスを提供するために、負担していただくものです。道府県民税と市町村民税を合わせて個人住民税と呼ばれています。

個人住民税の内訳

「均等割額」と「所得割額」の合計

個人住民税は、一定以上の所得がある人が均等の額によって負担する

「均等割額」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割額」との合計です。

均等割額の金額

個人住民税の均等割額は、福岡県では1年間に4500円（道府県民税1500円・市町村民税3000円）と定められています。



● 所得割額の計算方法
所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

所得割額の計算式

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率}(10\%) = \text{所得割額}$$

所得金額とは

「所得」と「収入」という言葉がありますが、「収入」から必要経費などを差し引いたものが「所得」です。所得の種類は、10種類です。主なものは事業所得、給与所得、雑所得などがあります。

なお、個人住民税の計算は前年中（前年の1月から12月）の所得を基準

として計算されます。例えば、平成23年度の個人住民税は、平成22年中の所得金額を基準に計算します。

所得控除とは

所得金額から差し引くことができ、そのものを「所得控除」といいます。所得控除は全部で14種類あります。具体的には、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。主な控除に配偶者控除や扶養控除、医療費控除、社会保険料控除などがあります。

なお、所得税においては、例えば基礎控除、配偶者控除、一般扶養控除の額はそれぞれ38万円ですが、個人住民税の控除額はそれぞれ33万円です。このように、個人住民税は所得税よりも広い範囲の人に地域社会の費用について負担を求める仕組みになっています。

税率は10パーセント

所得割の税率は、所得の多い少ないにかかわらず、一律に10%（道府県民税は4%、市町村民税は6%）です。個人住民税は、道府県民税を含めて、全て市町村に納税していただくことになっています。市町村に納税された道府県民税分は、市町村から道府県へ送金しています。

納税の方法

個人住民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収の二つがあり、そのいずれかによって納税することになります。

普通徴収の方法

事業所得者などの個人住民税は、納税通知書によって市町村から納税者に通知されます。通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納税していただきます。これを「普通徴収」といいます。

納付方法は、納付書により納付する方法と口座振替により納付する方法があります。

給与からの特別徴収の方法

給与所得者の個人住民税は、特別徴収税額通知書により、市町村から会社を通じて通知されます。給与所得者の個人住民税は、会社が毎月の給与から天引きして市町村に納入します。これを「特別徴収」といいます。6月から翌年5月までの12カ月を1年度として納入することになります。

公的年金からの特別徴収の方法

65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る個人住民税は、納税通知書により、市町村から通知されます。公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から個人住民税を天引

よくある質問

Q1 私の夫は平成23年2月に死亡しましたが、昨年中に夫が得た所得に対する個人住民税はどうなるのでしょうか？

A 個人住民税は、毎年1月1日現在で住所のある人に対して、その住所地の市町村が課税します。したがって、平成23年中に死亡した人は平成23年度の個人住民税が課税されません。

Q2 退職した翌年にも個人住民税の納税通知書が送られてきましたが、なぜでしょうか？

A 個人住民税の計算は前年中の所得を基準として計算されます。例えば平成23年度の個人住民税は、平成22年中の所得金額を基準に計算します。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する納税通知書が送られてきたものと思われます。

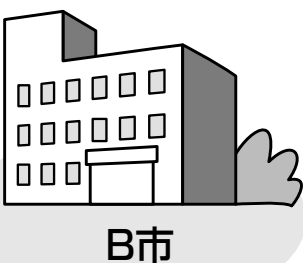
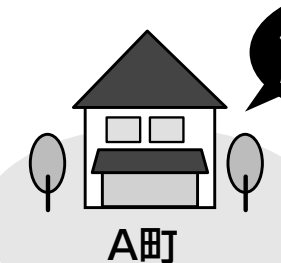
なお、退職者が受けた退職所得に対する個人住民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されます。

住民税は退職した時に払ったはずだが…

Q3 私は平成23年1月20日にA町からB市へ引っ越しました。平成23年度の個人住民税はどちらへ納めることになるのでしょうか？

A 平成23年1月1日現在では、あなたの住所はA町にあったので、その後B市に引っ越したとしても、平成23年度の住民税はA町に納めていただくことになります。

1月1日現在の住所がA町であった場合
A町で納める！



問い合わせ 市税務課市民税係（福岡庁舎） ☎ 43・8117